



広報・広聴・情報公開

広報・広聴

台東区公式ホームページ

問 広報課

☎5246-1021

区政の最新情報、文化・観光情報などの情報を提供しています。

ホームページ

➡ <http://www.city.taito.lg.jp/>

台東区公式ツイッター

便利帳コード tbc7022

問 広報課

☎5246-1021

区政情報や危機管理情報、区公式ホームページの更新情報などを発信しています。

➡ https://twitter.com/taito_city



たいとうメールマガジン

便利帳コード tbc7021

問 広報課

☎5246-1021

登録していただいたパソコンやスマートフォン、携帯電話などのEメールアドレスに様々な区の情報を配信いたします。登録方法やメールマガジンの内容等詳細は区公式ホームページ(<http://www.city.taito.lg.jp/index/benri/taitemail/>)をご覧ください。

メールマガジンの種類

- たいとう安全・安心電子飛脚便
- たいとう子育てメールマガジン
- たいとう催し物情報
- たいとう食の安全通信
- たいとう区議会メールマガジン
- はばたき21メールマガジン
- 消費生活情報メールマガジン
- たいとう環境メールマガジン
- たいとうヘルスケアニュース
- 高齢者見守りメールマガジン



台東区制作番組

便利帳コード tbc7023

問 広報課

☎5246-1041

区で制作した番組を下記のチャンネルで放送しています。

●放送チャンネル

ケーブルテレビ(J:COM)11チャンネル

〈台東区の時間〉

●放送時間(日曜日から土曜日まで毎日放送)

初回放送は日曜日(特別編成時を除く)

① 9:00~10:00 ② 13:00~14:00

③ 17:00~18:00 ④ 21:00~22:00

●放送区分

ニュースたいとう(台東かわらばん/お知らせ)ほか

※YouTubeでも一部配信しています。

<http://www.youtube.com/user/citytaito>



区民の声

便利帳コード tbc7017

問 広報課

☎5246-1023/FAX5246-1029

区民の皆さんの区政に関する意見・要望は「区長への手紙」専用はがき、手紙、電話、FAX、ホームページなどで受け付けています。

お寄せいただいたご意見は、一部を「主なご意見と回答」としてホームページに公表しています。

また、区民意識調査や区政サポーター事業などによる区民へのアンケート調査を行い、これらの調査結果は区政情報コーナー、各図書館での閲覧とともに、ホームページに公表します。

※「区長への手紙」専用はがきは、区役所や区民事務所、図書館等の窓口にあります。

※各課へのお問合せについては各担当までお願いします。



広報・広聴
情報公開

情報公開

情報公開制度

便利帳
コード tbc7018

問 総務課 文書係

☎5246-1055

区民の皆さんが区が保有する情報を公開請求できる権利を保障した制度です。

●公開請求できる方

区内在住、在勤、在学の方
区内に事務所や事業所がある個人、法人または団体
区の事務事業に利害関係のある方
上記以外の方の情報提供の申出にも応じます。

●公開できる情報

区職員が、職務上作成または取得した文書、図面および写真などで、区が管理しているものです。ただし、個人情報や区政の公正な運営に支障をきたす情報は、公開できない場合もあります。

●公開請求の手続き

区政情報コーナーで請求を受け付けています。請求に対して、公開の可否を原則として14日以内に決定し、お知らせします。なお、文書などの閲覧は無料ですが、写しが必要な場合は、実費を負担していただきます。

個人情報保護制度

便利帳
コード tbc7019

問 総務課 文書係

☎5246-1055

区民の皆さんのプライバシーを守るため、区が保有する個人情報の適正な取扱いのルールを定めるとともに、自分の個人情報(自己情報といいます)の開示や訂正等を請求する権利を保障した制度です。

●区が個人情報を取扱う場合

区が個人情報を収集・管理・利用するときには、それぞれ個人情報を保護するために必要な手続きを踏み、また、措置を講じなければなりません。

●自己情報をコントロールする権利

区が保有する自己情報の開示を請求できます。請求があれば、原則として、すべて開示することになります。が、法令の定めなどにより開示できない場合があります。自己情報に誤りを発見したときにはその訂正の請求を、また、手続きに反し自己情報が収集または利用されたりした場合は、その消去または利用の中止を請求できます。

●開示請求の手続き

区政情報コーナーで開示請求を受け付けています。区が保有する個人情報の当該本人であれば誰でも請求することができます。本人であることの確認ができる顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等)を持参してください。請求に対して、開示の可否を原則として14日以内に決定し、お知らせします。なお、文書などの閲覧は無料ですが、写しが必要な場合は、実費を負担していただきます。

区政情報コーナー

便利帳
コード tbc7020

問 区政情報コーナー(総務課 文書係) ☎5246-1056

区役所3階の区政情報コーナーでは、情報公開および個人情報保護制度の相談や請求の受付のほか、区政を知るうえで必要な資料をそろえ、閲覧、販売、コピーサービス(有料)などを行っています。さらに、国や東京都の資料も一部あります。

